

平成 31 年度 第 5 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和 2 年 1 月 28 日（火）午後 2 時から午後 6 時まで
開催場所	市役所本庁舎 2 階災害対策室 3
出席者	三浦会長、宮本副会長 小口委員、手塚委員、金子委員 石田委員、徳本委員、市川委員、中川委員
欠席者	
事務局	市民活動支援課 岡田事務局、紫尾主事
傍聴者	0 名
議題	(1) 答申（案）平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について
資料	【資料 1】 答申（案）平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について 【資料 2】 各委員からの答申修正（案） 【資料 3】 各委員からの事業評価・調査票改定（案）

（会議趣旨）

- 答申（案）平成 30 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価を行った。

（会議内容）

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

（1）答申（案）平成30年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

○a委員 それでは、時間でございます。今日は最後の会議になりますが、まず事務局のほうから資料の説明をしていただいでよろしいですか。

○事務局 今日が最後の白井市市民参加推進会議ということで、議題は答申案になります。平成30年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について審議をしていただきたいと思っております。

○a委員 それでは議題に入ります。

議題の（1）にありますように、総合的評価答申（案）でございます。ご案内のように、前文、総合評価、それから提言、巻末資料になるかと思っております。前文と提言については前回審議しましたが、言い足りないこととか、審議中に気づいた点があればということで、年末までに締め切りでということでございました。

きょうの進め方なのですけれども、資料①、答申（案）について、前のほうからずっと追って確認していければと思っております。なお、説明がありましたように、二つ目が修正（案）。それから、調査票改定（案）の、3種類ございます。

1 ページ送り状。ページ数が違うので。巻末のところ。

次に 2 ページ、前文についてのご審議をいただきます。これについては下線の部分について事務局からご説明いただいたほうがいいかもしれません。

○事務局 答申なのですけれども、年末までにということで皆さんからご意見をいただきまして、それをもとに一部変更しています。変更している部分が下線で引っ張っているところです。それ以外は、基本的に同じような文章になっています。

○e委員 一番最後に、各委員答申修正（案）というのがありますけれども、これと答申の前文との関係はどういうことになっていますか。意見は書かれて、私なんかも意見は述べさせていただいたのですけれども、どうも影すら見えない。どういう関係になっているのですか。皆さん、f委員も提案されていますし。

○事務局 前回、皆さんから修正（案）をいただいて、盛り込んでいるものと盛り込んでいないものがあります。その中で今、盛り込んでいるのが、f委員のご意見とc委員のご意見になります。

○e委員 よろしいでしょうか。僕は非常に不満に思っているのです。というのは、私の提案したのは、条例そのものの問題を指摘しているわけでございまして、前回、委員長から項目として上げるのではなくて、前文の中でどうかという話がありました。私は物すごく賛成したのです。

というのは、正直なところ、ほかの二つの今回提案しているというか、市長に報告しようとしているということは、私から見ると非常に小さなことなのです。これはそもそも条例がおかしいと提案しているわけですから、まともに議論させて出していただきたいと思いません。

この前も申し上げたのですけれども、市民に対して、こういうふうな責務を求めるということは、我々市民からとって非常に問題であると、我々市民は何ら行政に対して責務を負っていないのだと、市はあります。市は我々が市民参加するということを生懸命努力して来てもらうというのがございますけれども、前回も質問しましたら具体的な意見がなくて、積極的に参加するよう努めることを市民の責務としたものと、積極的に参加を求めるということは、それが責務なのでしょうか。それが第1点です。

第2点は、法律の目的や理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に述べたものであると、宣言的に述べたなんて抽象的なそういう説明をされても、我々市民は何をやったらいいかかわからない。どんな責務があるのかです。それから市民等に責務を規定しているものでは、ごめんなさい。もう一つは強制的な義務ではなくて、市民に主体的な意思に基づく役割を責務と、これも妙ちくりんな解釈ですね。それであれば、責務ではなくて希望、市民に対する希望じゃないかと思うのです。市民にこういう努力をしてもらいたい、関心を持ってもらいたいという努力目標じゃないのか。

そうすると、第4条が市の責務、それに対して第5条は市民に対する責務、こういう形になって、一応対比した形になっているのですけれども、市民はこんな責務は負っていません。もし全然関心も何も示さなくても、何ら罰則を受けるものではないです。

具体的に責務というのは、前は説明を受けなかったのですけれども、今回具体的にどういふものがあるのか、我々市民としては、抽象的なこんな宣言的ななんて言われても、後でどんな責務が求められるかわからないです。

というのは、戦前、市民に対する責務で国民は大変な思いをしていたわけですから、もう少し具体的にあるのか、ないのか、そこら辺を教えていただきたいと思えます。

○a委員 わかりました。大事な話なのですけれども、ちょっとペンディングにしておいて、

最後までずっと行ってから戻ってもよろしいでしょうか。

○e委員 はい、結構です。

○a委員 e委員のご意見はすごく重い話なのです。私の認識だと、こういう答申書の中の前文で、入れるとかがかなという気がしておりますけれども、とりあえず全体を見て最後に戻ってもよろしければ、そうしないと全体のまとめが終わりませんので。

○e委員 いずれ、きょう中に議論を進んでいただければ結構です。前文で悪ければ本文のほうにでもどちらでも結構です。

○a委員 よろしいですか。ら最後までずっと行った上で、あと提言のほうもそうかもしれませんが、事務局さん、どうですか。

○事務局 それでお願いします。

○f委員 ここで下線を引いていただいているところの一番頭のところなのですが、市民参加を重視する意識は浸透しつつありますがとありますけれども、私はここまで断定できるのかなという。3年しかやっていませんけれども、3年の経験で言って、意識が浸透しつつあると断言できるほどの確信を私は持っていないので、このところは浸透しつつあると思われましたがというふうに私はしたいなど。

○h委員 先に言わせてもらいます。私は1期余分にやった者として、今まで各課にヒアリングというのは全くなかったのが、f委員たちの代からヒアリングをやらしてもらえるようになった、それだけでも、私は浸透した一つの証拠だと思っております。

その前に、今度は図書館に置くというのも一つ、まだ各課に浸透していないがために忘れていたところもありますが、でもそれもちろん取り入れてやっている課が幾つかあるというのも浸透している一つではないかなと、私たちの経験からいくと、そういうふうに思っております。だから、1期ごとにそれぞれ一つずつ着実に前へは進んでいるんじゃないかなという意識はあります。

○g委員 私もh委員と同じように2期6年になるのですけれども、率直な気持ちとすると、当初は少しせっかく委員に選んでいただいたのということもあって、少し意欲的なところもなかったわけではないのですけれども、その後、隔靴搔痒というか、なかなか思いが伝わらないなという思いも結構持っていました、結論的には私のほうで修正案で意見をいろいろ細かく書かせていただきましたけれども、必ずしも委員の思いだとか、そういうのが伝わっていないなという気持ちがあることと、それから白井市の市民参加は、発足当時は非常に先進的というふうに評価されていたのが、ここに来てかなり停滞しているというふうに私は感じておまして、その辺の一つの節目になる年でもありますし、また委員の任期でもあるので、そういう意味も含めて文章は長くなるかもわかりませんが、あんまり事務的になったような形だけの答申から一歩出てもらいたいなという気持ちがあります。

そんなことで、例えば個別のところでは、いろいろまたこれから議論ができればいいと思うのですけれども、答申の冒頭の市長から総合評価についての諮問を受けましたとなっていますけれども、総合評価の諮問だけ受けたのかということ、市長からはそういう話だったようにおおむね記憶していますが、市民参加条例のほうでは、25条で4項目役割があるので、よということが明記されていますので、総合評価だけやればいい委員会だったのかというふうに限定するのはどうかと思ったりしていますので、長くなりましたが、結論的にはなか

なか浸透してないなという気持ちは率直に持っています。

部分的な改善というのですか、修正はできてきているところも確かにあるとは思いますが、本当の何のためにそもそも市民参加なのかということが職員に浸透しているかという、それはまだまだで、むしろやりたくないなど、余計な仕事だなという感覚のほうが強くまだ残されているんじゃないかなという印象を持っています。以上です。

○a委員 ありがとうございます。g委員には、歴史的な話、中長期的な話も含めてありましたし、職員に対する相当な労力と負担を強いるという現実問題も踏まえた上でのご意見をいただいたところでございます。g委員、f委員の提案のほかにもいろいろ提案いただいていますけれども、ここをしつつあるのか、ないのかどちらにしましょうか。

○d委員 例えば、少しずつでありますとか、浸透しつつありますというような曖昧な言い方かもしれないですけれども。

○a委員 柔らかくね。

○d委員 そう、柔らかく、少しずつではありますとか、確かにゼロではないと思うのです、進んでいるところ。ただ、それが浸透全部しているかというところとちょっと微妙なところもあるので、そこを少しずつではありますという。どうですか。という私の案です。

○a委員 案ですね。進みぐあいは少しでも認めていると。

○d委員 逆に、こちらが言っても、されていないこともあるというのも事実だから、それを踏まえて、でも進んではいると思うのですけれども、提言も変えてもいるし、それによって変わっていることもあるのだけれども、ただ、それを点数というか見てみると、かなえてくれているわけではない。これ基本的なことなのに、まだということも山ほど実はあるから、そこを踏まえてどうかと思いました。

○c委員 少しずつですが浸透しつつあります。大丈夫です。

○a委員 ほかにございますか。

○f委員 一番最後のところなのですけれども、さらなる市民参加の推進に取り組んでいただくようお願いいたしますということなのですけれども、このところをさらなるでなくて、なお一層の市民参加の推進のためリーダーシップを発揮していただくようお願いいたしますと。

○d委員 長くないですか。もうちょっとシンプルなほうが。

○f委員 なぜかという、これだと何もしないということと一緒にするのは、さらなる市民参加の推進に取り組んでいただくように、これは結局何もしないということだから、そうでなくて、なお一層の市民参加の推進のためリーダーシップを発揮していただくようお願いいたしますと、これは市長に言っているわけです。だから、これでやっておけというのではなくて、自分が受け取って私がリーダーシップを発揮してやるのですよということ。今は足りないから、さらなるじゃなくて、なお一層のということ頑張ってくださいという意味を込めたのです。

○a委員 そのほかいかがですか。もっと強く市長さんにアピールすると。

○h委員 もともと市長さんは、市民参加の初めから携わっている方ですね。

○f委員 それと、気になるのですけれども、取り組む、取り組むという表現がいっぱい出てくるのですけれども、取り組むというのは、広辞苑によると物事に当たるということで結果は問うてないと、結果は問わないのです、やればよいということ。そうでなくて、我々

が求めているのは結果を求めているので、だから取り組むんじゃなくて実効性を上げてほしいと。だから取り組むという表現は消して、市長が自分でやるのですよということでリーダーシップの発揮してくださいということ。

○b委員 いつも入っているのが気になるなと思ったのです。最後の取り組むは違うかなと。ニュアンス的に。

○a委員 f委員がおっしゃったところですね。例えば。

○b委員 すぐ、ぴんとこないのですけれども、市民参加推進にリーダーシップを発揮してというと何かすごい上からみたいな気もするので、そういうふうな。

○a委員 ほかにご意見ありますか。

○d委員 すごくシンプルに逆に、いいかは別として、市民参加の推進をしていただきますじゃダメなのですか、シンプルに、もっと強く言ったほうがいいですか。取り組むは除いて、市民参加を推進していただくようお願いいたしますで、シンプル。

○i委員 文章はシンプルがいいと思います。

○f委員 もらって、ありがとうで終わっては困るということが一番最後の行に込めたのですけれども。

○c委員 取り組む必要はないですね。市民参加を推進していただくようお願いしますと、シンプルに行きましょう。

○i委員 はい。シンプルでいいと思います。

○e委員 取り組みというのは4カ所入っているのです、この短い文章で、それぞれの取り組みって何かというと、内容がない。結局、何かよくわからないけれども、やってねという感じの取り組みなので、施策に反映とか、それぞれによって。

○a委員 他の4カ所はどうしましょうか。

○c委員 中間評価として生かしてもらおうこととしました。

○a委員 よろしいですか。それでは提言のところ、2カ所目。

○c委員 ここは、いいんじゃないですか。

○f委員 ごめんなさい。提言のところの下線のある終わりのほうですけれども、提言を実効あるものとするための取り組みと書いてあるのですけれども、これは取り組みではなくて仕組みづくり、あるいはシステムづくりとしていただきたい。

○a委員 ですから、これは後で提言のところが出ますからということで、とりあえずいきましょう。

○f委員 それで結構です。

○a委員 3カ所目、下線のところの最後はどうしましょうか。

○e委員 ここは、僕はこのままでもいいと思うのです。内容はない。

○h委員 ちょっと待って、今は下線のところの取り組みですよね。それの上のところにも取り組んでいただく、市民参加に取り組んでいただくことを期待していますと。

○a委員 一番下のところは、このままでいいですか。

○c委員 そこは、積極的に市民参加を推進していただくよう期待しますと、記載してください。

○a委員 ここと一番最後のところのフレーズは同じような流れで、さらっという感じですか。ほかに何かございますか。

○c委員 e委員が言ったとおり、私も市民の責務というのは書き過ぎだと思います。今後は、市民の理解と協力を十分得た上で置きかえればいいと思います。

そうすると、これまでさまざまな事業の市民参加の実施状況の評価を行ってきましたが、市民参加条例第5条に記載されている市民の責務については極めて誤解を招く表現であり、条例を改め市民の理解と協力を得るに整理すべきではないでしょうか。あんまり厳しくやるのじゃなくて、責務と言うときついけれども、理解と協力ならばおさまるんじゃないですか。

○e委員 私も同じようなことを申し上げたくて。

○a委員 ちょっと待ってください。さっきペンディングしたつもりなのですが、ずっと後までやっちゃいましょう。次に2ページに進めさせてもらってよろしいですか。ということで意見、どうぞ。

○g委員 答申(案)の細かいことですが、1行目で、平成29年8月28日というのは別に要らないんじゃないかなと思うのと、先ほど総合評価だけの諮問を受けたのかということに、この文章だとなっちゃうので、本当にそれが我々の役割だったのかということに疑問があると。それから、上から6行目の頭で、となりますというのはどうかと思って、でたぐらいが単純でいいんじゃないかなと。

それからその後ろ2行目で、冒頭に評価に当たってというのがありますが、これも別に要らないんじゃないかと思いましたのと、それからさらに2行下で、なお、継続中の4事業については、評点の付与は保留しと、評点の付与を保留した意味が、全然これだと、私たちはわかるけれども、読んだほうがわからないので、事業進行途中のためとか何か一言入れてあげたほうがいいんじゃないかなということと、それからさらにその下、3行下、本年度15年目になります。この間の評価結果に関する答申、評価結果に関するというよりも、評価結果に基づくほうがいいのかと思います。

それからさらにその二つ下、内容の実効が上がっていない事項があることや、その斜めすぐ下に、不足やということで、「や」が二つ続いているので、あんまり気にくわないので、不足というのと、下のほうの「や」は取って、不足で「、」にして、男女比及び云々というふうにしたほうがいいんじゃないかと。

それからその下の、会の適切な設置等が今後の課題としてということだと、今後というのは今まで余り発見されなかったけれども、今後こういうのが問題じゃないかという感じになっちゃうので、引き続き課題としてにしたほうが、ですから引き続き課題として残されているためと、浮上じゃなくてというふうに私はしたほうがいいんじゃないかなと思いますのと、さらにその下の下線で、今年度、登録制度のところなのですが、公募委員候補者登録制度の登録者のって、私はあんまりこういう「の」とか、いろいろなのがつながって使われるのが好きじゃなくて、登録制度における登録者の増加策だとかにしたほうが、気持ちよく私としては読める。

それから、提言を実行ということの行は、行うなのかと、効力の効なんじゃないかなと思いましたのと、その後ろで提案しますと、頭のほうで二つの提言をとっているの、提言を行いますとか、提案じゃなくしてしまったほうが簡単でいいんじゃないかなと。てにをは的なことで言うと、そんな感じです。

○a委員 大事なことだと思います。

より正確により読みやすくという趣旨ですので、ほかの方々から特にご意見がなければあれませんが。

ただ、提言のところは、取り組みの話を含めて本文をやってから、またタイトルに戻ることにはさせていただければと思います。

それと諮問は、総合評価に関することということなのです。g委員がおっしゃるように、条例の中では推進会議として、提言するということがありますけれども、諮問は総合評価に関することですので、これはそのまま答申するというのか、と私は思いますが。

○e委員 すみません。もう一度諮問の内容を。

○a委員 諮問の内容、1行です。平成28年から平成30年度の総合評価について、総合的評価に関すること。

○e委員 実施状況なんていうのは入っていないのですね。そうすると、市民参加に関する総合評価というふうになるのでしょうか。

○a委員 平成28年度から平成30年度市民参加の実施状況に対する総合評価についてというタイトルで、具体的には、総合的評価に関することというのが諮問の宿題です。

ほかにございますか。2ページに移ります。なければ、3ページ以降、4ページについて、いかがですか。

○f委員 3ページ、i委員から出ています。

○事務局 3ページの下コメント、審議会の②番の部分で。

○事務局 男女の考え方の相違が生じやすい健康を考える、最初は事業だったのです。i委員のほうから、自殺の問題は健康だけの問題ではないので、健康を考えるはないほうがいいのではないかとご提案をいただいて、ただ自殺の問題は、男女の考え方が違うのかというのも生かして、この審議会が健康に関するという事業というより、この審議会が健康に関するものについて審議する審議会なので、健康を考えるはそのまま残して、事業をという部分を審議会と変えています。

○i委員 そもそも、ここでそんなに健康に関しても男女って違うのかなと私の疑問はありますけれども、そもそもは、そこから出発しているのですけれども、自殺といったときに、私は健康だけを考えたのではなくて、経済的なこととか広く考えたものですから、健康はなくてもいいかなというふうに思って、ただ男女の考え方の相違が健康問題って生じやすいのかどうか、私はわからない。わからないから、そのままでもいいかな。健康だけは抜いたほうがいいかなと思ったのですけれども、今、説明を聞いて、別に私はおっしゃるとおりにいたします。

○a委員 これは要するに、自殺に対する男女の考え方があるのかどうか。それと審議会のほうで2020年30%があって、別のことなのですよ。

○i委員 私、男女比のことは、上の健康を考える審議会というのに引っかかったわけでして、ただ、このテーマが健康を考えるだったら、別に私の意見は引っ込めます。男女の比を言っているのではないです、ここで私は。

○d委員 それだったら、審議会以降のところ載せればいいんじゃないですか。男女比を考慮する必要があったというところだけ。

○i委員 いや、私は男女比については考えていないのです。私は考えていません。

○h委員 i委員の意見としては、総合コメントのところの2番の考え方を言いたかったの

ですね。そうですね。

○a委員 経済状況とか。男女の話じゃなくて。

○i委員 はい。

○h委員 今回のコメントのところは、審議会の男女比のことを指摘しているわけですね。そこに。

○a委員 i委員の社会経済状況的なことは総合コメントに入っているわけですね。

もう一つ、審議会の中で、2020年に30%という一つの目標は比率の話なのです。

○i委員 比率、ここは比率なら、ごめんなさい。引っ込めます。比率に対して、私は何の異論もございません。

○a委員 わかりました。少なくとも総合コメントにお考えが入っているとすれば、整理の仕方として、審議会の男女比の話だけに絞ればすっきりするのかもしれませんが、いかがですか。

○f委員 おっしゃるとおり、②のところでは、はっきり高齢者と生活困窮者が自殺対策の眼目ですと言っているわけなので、i委員のご指摘のとおり、健康というのが出てくると矛盾しちゃうのです。だから、これはカットして行って、審議会の男女比率を考慮する必要があったと後段のところだけでいいと、重なっちゃったら矛盾が起きると。

○a委員 わかりました。二つのカテゴリーがあるので、審議会の数だけに集約しましょう。ということは前段削除でよろしいですね。

○c委員 これは、ちょっと気になったのが、健康づくり推進会議で自殺の対応を行ったことですね。これは問題あるんじゃないのという話が最初にあった。だから、これは既成の健康づくり国連会議で自殺対策を審議するのではなく、ここに書いてあるように高齢者、生活困窮者など自殺に関係する専門的知見を持った方などを加えた新たな審議会を設置すべきじゃないかというのが趣旨ですね。

要するに、既成の審議会じゃなくて新しい審議会で議論すべきじゃないかというふうに直してほしいのだけれど、これでは健康づくり推進会議で自殺対策をやったことがいいと読み取れてしまいます。要するに歯科医師会とか医師会とか保健所だとか、健康づくりに関するメンバーで市民の健康を考えるのが健康づくり推進会議ですよ。自殺問題だからそうではなくて、ここに書いてあるように生活困窮者だとか高齢者だとか、そういう専門的知識を持った方を加えた新しい審議会を設置して議論すべきじゃなかったのかというふうにまとめてほしいのです。そうすると問題がすっきりする。

○a委員 土俵は別だという意見があったと思いますけれども、ここを委員を入れるべきだったで止めるのか、別につくったほうがいいとはっきり言ったほうがいいのか、そこはいかがですか。

○e委員 私も別の組織がいいと思います。非常に機微な問題を取り扱うので、健康の専門家だけでいいのかどうかと、もっと社会工学的な方々も入っていただかないといけないんじゃないかと思いますし、心理学者とか、だからメンバーが違おうと。

○h委員 そこまで踏み込めるのかどうかわからないので、むしろコメントの順番を最初に2番のやつを1番に持ってきて、当委員会としては、こちらのほうを一番に優先を指摘するみたいな形にしたら、もうちょっとわかっていたいただけるかなということ。

○a委員 今回の組織の中でもっと別の委員を入れてという方法もあるという案もあります

が。

○d委員 h委員と同じ意見です。

○f委員 私もそのほうがいいと思います。順番を変えるのがいいと思います。

これはヒアリングで私は質問したのです、担当課に。別の委員会をつくるべきじゃないかと。これ合致していないから、そのときの答えというのが、確かにその委員会には、こういった高齢者とか生活困窮者についての専門家の人は入っていないけれども、下部委員会であればいいという話があったのです。だったら、下部委員会でやるのではなくて、そういったメンバーを臨時的にでも審議会に入れるべきではなかったですかということで私は返して、そうですねということになったものです。筋としたら、先生おっしゃるように別委員会なのでしょうけれども、だから別に審議会を設置すると、予算の問題とか何とかそういうことがあって下部委員会にしたということであれば、下部委員会でなくて、この審議会自体に健康関係の審議会かわからないけれども、それ自体に専門委員を入れたらよかったですのではないのかなということで私は書いたのですけれども。だから気持ち的には、別の審議会をつくってほしいのだけれども、それが果たして我々の立場からそれが言えるのかなと、予算の組織とか何とかあるので、そういう柔らかい表現に落としたのですけれども。だから、これを強調したいので、できれば2を1に、2と1を逆転して、頭出ししてほしいなと我々の思いとして。

○a委員 確かにヒアリングの回答は、自殺対策に関連し、特化した委員構成とはなっていないという認識はあるのです。ただし下部組織として、自殺対策に対する委員構成の自殺対策ネットワーク会議を設置していますという。ほかにご意見ございますか

○b委員 別組織、これは優先順位ということですね。

○i委員 1番、2番を交換することは賛成です。別組織のことは、私わかりません。

そこに踏み込んでいのかどうか、私には判断が付きません。

○e委員 いいですか、発言して。今のメンバー構成からいって、大幅に変更ということはできないと思うのです。結局、健康関係の方がかなりの部分を占めている、1人か2人は増員ができるでしょうけれども、これはかなり重要な問題なものですから、別の組織をつくったほうがいいんじゃないかと思うのです。もし、それがだめならば、分科会、小委員会をつくって、そのメンバーをかなり充実するというほうがいいと思う。

○a委員 自殺対策ネットワーク会議については、どう評価されますか。

○e委員 組織はどうであれ、そこに参加する先生方、その方が今のメンバーでは、十分な議論ができないんじゃないかと思っています。

○c委員 行政でそんなことできません。はっきり言うと健康づくり推進会議は、内科とか外科を中心にお医者さんが出て市民の健康について議論する場です。その組織に、精神科の医師とか高齢者や、ここで書いてあるような自殺の専門家を入れたら、審議が終わったら、この会議はどうするの。健康づくり推進会議にそのメンバー残しておくのという話になってしまいます。そんなことできません。

要するに通常健康づくり推進会議というのは、健康に対する議論をするところです。そこに生活困窮者などの専門家、自殺の専門家を入れたら、自殺の話が終わったら、もうあなたは必要ないですよという話になるんじゃないですか。健康づくり推進会議って継続して健康のことを議論するところだから、全然テーマやメンバーが違う内容になってしまいます、し

たがって新たな組織を設置して、私は議論すべきだと考えます。一つの組織で全然違うことを議論したら、話が終わったら、委員に入った人はどうするの。私が担当者だったらそんなことできません。通常やっている話と全然違うものは別組織で考える。予算があるかないかというのは別問題ですね。ただ、健康づくり推進会議で5回議論するなら、その予算があるわけだから、それを新たな組織に振り分ければいいわけです。私はそう思いますけれども。

これははっきり言って、既存の会議で全く違うテーマを議論すれば、そのテーマが終わったら、その委員はやめてもらうことになります、そういうことが最初からわかっているのに進めるのですか。

○a委員 よろしいですか。ほかにご意見ございますか。ここは議論が分かれているところですので、決をとります。

○f委員 私は、もとよりこの問題をしつこくヒアリングで質問して、答えが返ってきて、だから踏み込んだ話まで入っちゃったのですけれども、本音の話も聞いてしまったので、だから聞かなければ、私もこれは別組織でやるべきだったと。

○a委員 別組織を入れる方は4人で変わりないですね。

じゃあ、別組織という文言を入れなくてもいいんじゃないかという方、挙手してください。3。

○d委員 理由は、別組織じゃないほうがいいということではなくて、そこまで踏み込んでこれで書いていいのかというところで手を挙げています。

○a委員 前提は、別組織があったほうがいいんじゃないかと思いつつも表現として、今はいかがかなというご意見もある。

○h委員 だから、この委員会として。

○f委員 言葉を入れることについては賛成。

○c委員 表現は後でやろうと言っているのだから。

○h委員 この委員会として、そこまで指摘ができるかどうかというところがあるので。

○a委員 それは、別組織ということをもととして入れるかどうかという表決をさせていただいていますので、その次の話だと。そこまで指摘するかどうかという具体的な案として、別組織という言葉を入れますかということなのです。

○b委員 今、理解したので、入れますか、入れませんか、もう1回。

○a委員 表決とります。別組織という言葉を入れることについて賛成の方、5人ですね。そこでご意見があれば言ってください。あとは事務局でまとめますので。

それと、順番をどうするかという話が残っていて、1番、2番は入れかえてよろしいですか。

○f委員 はい。

○a委員 よろしいですね。組織の話に戻りますけれども、何かご意見があれば言ってください。

○c委員 トーンを落として、別組織で検討すべきではなかったかと入れておけばいいんじゃないですか。

○f委員 もう一遍、言いましょうか。本来は別組織の審議会をつくって検討するのが望ましかったと。

○h委員 やっぱ私は、この会議で、そこまで踏み入れたコメントというのか、指摘する、

ここは審議会ではないと思うのです。

○a委員 ただ、入れようということを決めましたので、あと表現の問題です。できるだけ柔らかい表現にという整理になりますが、それでよろしいですか。

○d委員 例えば、自殺対策となると、健康面ではなく、高齢者、生活困窮者等に関する、さっきの下に入っているようなものが必要になるため、新しい組織を別組織で運営することも考えてはどうかと、何でしょうか。

○委員 さっきf委員がおっしゃった、のが望ましかったぐらいのほうが。

○d委員 そのぐらいのソフトランディングで。

○f委員 よろしいですか。③のところのコメントなのですが、自殺対策の③のところのコメントが少し長いのです。自殺という機微な問題を含む事業について取り組んでいることは評価できるが、市民参加の視点から見るととなっているのですけれども、このところは、自殺という機微な問題を含む事業であるので、市民参加の観点からと続けたほうがいいと思うのです。ここで取り組んでという言葉は意味が二つになっちゃうので、機微な問題だから市民参加を積極的にやっていかないといけないという意味だと思いますから。

○a委員 評価できるでよろしいんじゃないですか。

○f委員 機微な問題に取り組むって、これはこれをやれっということ、厚労省から来ているわけです。厚労省からやれっということ言われてやっている計画ですから、だから、これは取り組むのは当たり前なので、機微の問題なので、市民の声を聞いてやるべきだということがここで言いたいことなので。

○a委員 これはどうですか、評価することについて。一生懸命やっているねと僕は理解したのだけれども、国から言われているかどうかは別にして。ご意見がある方は。

○f委員 だから、もしそういう意味でしたら、3は二つの意味があるので、評価できるというところで切ってしまって、もう一つ、市民参加の観点から、これは別のもう一項目にしたほうがいいと思います。

○a委員 2分割案ですね。

○f委員 だから私は順接にして、あとを引き出したほうがいいのかと思ったのですけれども、評価できるということが一つあるのであれば、それは評価できるが、評価できるで一つ、その後は、行を変えて新しい④として、市民参加の観点から云々と。

○h委員 ちょっと待って、評価するところは一体どこを評価するの。

○f委員 取り組みを評価しているということ。

○a委員 そういう大事な問題を議題として議論しているということの評価するという趣旨なのでしょう。

○e委員 こういう白井市みたいな小さなところでこういうものに取り組むというのは、評価に値するのだらうと思います。そこで評価できると、100%いいというような感じになっちゃうので、ですから評価できるもののなんです。評価できるものの、こういう問題点もありますですから、これは原文でもいいんじゃないかなと私は思いますけれども。

○a委員 確かに、「が」でひっくり返しているところが意味があるという。

○e委員 いいんじゃないですか、この文章で。

○f委員 ④のところなのですが、④のところはそのあとの商業施設と誘致条例のところの⑤と同じことを言っているのですけれども、表現が違うのです。④の。

○f委員 振ってある番号から、6ページです。これの⑤のコメントの終わりのところ、⑤のコメントの終わりのほうでは、市民参加の手法と言えるのか、市民参加推進会議でも意見が分かれた、同じことを言っているのですけれども、3ページのところで、市民参加の手法と言えるのか議論が分かれた。

○d委員 一緒にしたいという意味ですね。

○f委員 いや、同じことを言っているので、私は6ページのところの表現、市民参加推進会議でも意見が分かれた、市民参加推進会議では意見が分かれたというふうにしたほうが議論が分かれたというより、意見が分かれたということですね。だから、6ページの書きぶりに。

○a委員 ⑤番で市民参加推進会議での意見が分かれた④番では、市民参加の手法と言えるのか議論が分かれた、意見と議論になっている。いかがですか。意見なのか議論なのか。

○c委員 これは、3ページと6ページでは言っていることが違うんじゃないのですか。講演会が市民参加なのという話が3ページで、ここの意見が分かれたというのは、パブリックコメント実施後にネットワーク会議をやったから、終わってからやったので違うんじゃないのかという意見に分かれたということです。6ページは何か表現がおかしいですよ。

○a委員 まだ3ページ、4ページですから。

○c委員 講演会が市民参加かどうかということなのです。だから、それは議論が分かれたって。

○a委員 これでいいんじゃないかなということですね。

○c委員 だから、議論が分かれていないんじゃないの。講演会は要らないんじゃないのですか。

○a委員 要らないんじゃないかという意見が反対に出てきましたが。

○c委員 講演会と市民参加橋本、違いますね。

○事務局 たしか講演会の中で、参加者といろいろやりとりをするというようなお話があって、それが果たして、ただの講演会だけではなくて市民参加というところも含まれているんじゃないのですかと。

○d委員 PRをしたんじゃないかな。

○h委員 パブリックコメントをやっているんで、どうぞ皆さんもそれにちゃんと応えてくださいねと、今ちょうど募集中なのでというのを講演会のときに皆さんに知らせたのです。だから、それが評価するか、しないかということで。

○f委員 その場で意見を聞いていたら市民参加の手法だけれども、そうでなくてパブコメはPRをしただけなのです。それはパブコメのことを含めて言っただけなので、それは市民参加の手法と言えないんじゃないのというのと、それでもパブコメのPRをやったから、市民参加の手法じゃないのということで。

○a委員 まず入れるか入れないか。

○b委員 入れたほうがいいと思います。

○f委員 私は意見のほうが。

○c委員 これは前文がないと、講演会が市民参加と受け取られてしまいます。

○事務局 今の④番のところの講演会は啓蒙という点ではというところが、先ほどのいろいろなお意見の中で、パブリックコメントの周知をそこでやったということを行っている

わけなので、パブリックコメントのことが何もここに書かれていないから、講演会の啓蒙の前提というところが全然わからないので、そのことを入れればいいのかなど思ったのですけれども。

○h委員 ただ、4番のその他の手法の下のところには、コメントで出ているのでしたっけ。講演会の話。

○a委員 この趣旨をはっきり総合コメントに入れればいいのかということですね。個別のその他手法のコメントのところにはちゃんとパブコメの趣旨が入っていますので、この趣旨を総合コメントに入れるというところでまず抑えましょうと。4ページはそれでいいですか。今度5ページ、水道料金についていかがでしょうか。

○f委員 済みません、簡単に済ませます。③のところ、水道料金の③の一番最後のところ、市民の理解と納得を得ることが大切であるのではなくて、市民の理解と納得を得る必要があったと、必要があったとしていただければと。

○a委員 これは逆に言うと、理解と納得を得られなかったからという趣旨なのですか。

○f委員 もう終わってしまったことなので、大切であると言ってもどうしようもない。それは過去において必要があった、やるべきだったんじゃないかということです。

○e委員 賛成です。

○a委員 ほかはございますか。じゃあ、6ページ、いかがですか。

○f委員 6ページの一番目のところ、①市民参加にはとあるのですけれども、これはなくていいんじゃないかなと、3番目、商業施設等のところの①です。市民参加には市民への事前周知となっているのですけれども、これは市民参加にはというのを取ってしまって、いきなり市民への事前周知・結果公表ということで続けていっていいと思うのですけれども、市民参加と入ると、ぼけちゃうような。

○c委員 賛成。

○f委員 それで1番のところなののですけれども、徹底する必要があったのではなくて、徹底が不十分であったと。

○a委員 だとすると、2番目の実施するに当たりも削除したほうがいいんじゃないですか。

○f委員 2番目は、それで取ってしまうと後が続かないので、後はHP以下というのは逆転して、条例の背景等をホームページ等にとということで、ホームページを後に持ってきていただいて、条例制定から頭出しすれば文章になるかなと。

○g委員 ホームページって片仮名でちゃんと書いたほうがいいと思う。

○c委員 5番が気になるのだけれども。パブリックコメントを実施した後、審議会に戻って、パブリックコメントを採用するか採用しないかを決めないと、事務局の職員がパブリックコメントの意見を採用するか採用しないかと決められてしまう。これは問題です。したがって5番目の意見はよくわかりません。

○a委員 削除したほうがいいんじゃないかというご意見がありますが、さっきの自殺の4番と同じように、どうしようかということがありましたが。

○c委員 普通、パブリックコメントを実施するでしょう。そうすると、審議会にパブリックコメントでこういう意見が出ましたと報告するうえで、この意見を採用しますか、どうですかと審議会決めてもらいます。パブリックコメント意見を審議会決めてもらいます。

○事務局 それであれば、もう素直に、事務局が作成した条例案をパブコメをそれを出しちゃって、その後に産業振興ネットワーク会議に意見を求めているというところを指摘したいわけですね。

○f委員 そうです。

○a委員 皆さん、それでよろしいですか、そういう趣旨で。

○f委員 次に行きましょう。

○h委員 そうすると、ちょっと待って、前の意見が分かれたやつのが、そのままよくなる。

○c委員 意見に賛成です。

○a委員 統一すると、でよろしいですね。

○f委員 講演会については、今、事務局が言われたのですけれども、自殺問題についての啓蒙とパブコメについての周知を行ったという点では評価できるがとしていただいたら、あと続くと思います。

○a委員 要するに、具体的なことを入れたほうがいいという趣旨ですね。

○f委員 と、パブコメ実施の周知。

○a委員 パブコメだけでいいですか。

○f委員 意見交換はないのですか。

○b委員 多分これは、県のほうから言ってきたやつでしょう。それがたまたま白井市でやったというだけの話であって、そのところで白井市のパブコメを知らせた、そのことが評価できるという話なので。

○a委員 ここでいけばパブコメの話だと、2点の具体的な話を一つにパブコメだけにする。8ページ、情報提供。

○f委員 8ページのところ、8ページの①ですけれども、文章の1行目ずって行って、当事業が何を行おうとしているのか見えないためとあるのですけれども、見えない、で丸で切って、その後、目標設定を明確にした上で市民参加を実施していく必要があるということで、一旦丸（。）で切っちゃったほうがいいと思うのです。

○a委員 次に9ページ、総合計画後期基本計画。

○f委員 総合コメントの③で、市民参加を進めていくに当たりという、これ今後市民参加を進めていくに当たりと、今後を前につけたらどうかと、まだ何もやってないので、そのあと積極的に行うべきであるということなのですからけれども、これもこれからやることなので、これまでやっていなかったわけじゃないので、積極的に行っていただきたい、べきであると言うと、何かやっていなかったようなことになるので。

○a委員 で、よろしいですか。

○e委員 いいんじゃないですか。

○f委員 べき表現というのは、やっていなかったことで、べきであると使ってきたので。

○c委員 べきであるで、いいんじゃないですか。

○事務局 今後は入れますか。

○a委員 今後は入れる。あとは行うべき、原文どおり。

○f委員 済みません、10ページのコメント欄のところのアンケート調査云々について、これは前期計画を見ていないのですけれども、前期計画でアンケート実施が決まっていたの

であれば、このコメントは削除していただきたいと思うのですけれども、これは前期総合計画でやることが決まっていたのですね、調べていないのですけれども。

○事務局 前回この話が出て、前期基本計画の委員の中というか、アンケートの話はしてなくて、こういうアンケートをやりますよと資料だけを配付していて、アンケートの中身とかは審議していないという感じ。

○d委員 アンケートの結果は、今年度の、去年の11月か12月に発表されました。

○事務局 そのアンケートとはまた別の、市民課の窓口でやっているアンケート、平成30年度は1月4日からやっています。

○f委員 ということであれば、そのままおいておいていいのですけれども。

○c委員 生きで。

○a委員 審議事項なのか、報告事項なのかはありますけれども、審議の必要があったのだろうというスタンスでの書き方になるのかなという理解ですね。今度は11、白井のコミセンはいかがでしょうか。

○c委員 事務局はよく頑張っているから、これでいいんじゃないですか。

○事務局 ありがとうございます。

○a委員 はい。6番はパス、7番、子ども・子育て、12ページと13ページ何か。

○f委員 よろしいですか。①のところ、このところで女性の委員が多く参加したことは評価できるが、男女の割合も考慮したほうがいいということで、だからこれはどちらなのかなと思ったのですけれども。

○c委員 私もこれはわからないなど。

○f委員 18人中12が女性と、男は6人しか入ってないのです。だから、これは男女比を考慮したほうがいいということだけにして、女性が多かったことを評価する必要はないと思うのです。18人中12が女性、男6人しかいないと。だから男女比の割合を考慮したほうがよかったです。

○d委員 でも、これだと、突然読んだ人はわからないということですね。ここだけを読んじゃうと、わからないね。

○f委員 だから、審議会の男女構成比は。

○d委員 でも、これだと男が多いのか女が多いのかって、中をよく読まないといけないです。

○a委員 そう。男が多いのか女が多いのか、よくわからなくなっちゃう。

○d委員 このままのほうがわかりやすいです。

○b委員 評価できるかをのければいい。

○f委員 だから評価しちゃうと逆の事になっちゃうので、男女比は均等にすべきであったと私はしたのですけれども。

○c委員 子育ては、女性が多くていいんじゃないのですか。

○h委員 それがいけないんだよ。この場合は、それがいけないから、指摘をしなくてはいけない。子育てを女の仕事にしちゃっているから、女性の委員がこれだけは多くなっているけれども、そうじゃなくて、男性も子育てのやつにちゃんと関心を持っていいですと、入れなきゃいけないよというところを指摘したいわけですよ。

○d委員 子育てに関する何とかであるとか、けれどもぐらいを入れたほうがいいんじゃない

いのですか。

○f委員 そしたら、こうしたらどうですか。女性の委員が多くて、男女の割合を考慮したほうがよいと。だから多く参加したことは評価できるが、ここを切って、女性の委員が多く、男女の割合も考慮したほうがよかったと、多いがですね、女性の委員が多いが、男女の割合も考慮したほうがよかったと。

○g委員 他の審議会と比較してというのは、余分じゃないかと。

○h委員 比較する必要がない。でも、ほかの審議会は男性が多いのですね。これは女性が多いから、比較してといえ、珍しいところであるので。

○d委員 多いが、子育ては男女ともに考えることなのでとか入れたらだめですか。

○h委員 本当はそういうのがいいのです。

○d委員 男女の割合を考慮したほうが良いと言ったら、確実に。

○f委員 だから続けないで、ここで丸（。）で切った後で、その文言を入れたらいいんじゃないですか、一つの文章として。

○a委員 これは比較して、同じフレーズで言っていないと、ほかの審議会との比較もそうだし、一つの案の中に男と女のこともそうだし、続けたほうが僕は理解してもらえと思うけれども。

○h委員 他の審議会と比較して、子ども・子育てということで女性の委員が多いが、男女の割合も考慮したほうが良いと。

○a委員 子ども・子育ては、女性委員の前のほうに持ってくると。評価の話は削って、多いですけども、男女の比率を考えると。

○h委員 他の審議会と比較して、子ども・子育てというと女性の委員が多いが、男女の割合も考慮したほうが良い。

○事務局 今のもう1回、h委員のおっしゃったことの確認なのですが、子ども・子育てというところという先ほどの表現だったのですが、ここを子ども・子育てについてはとか、というところって何かつながりがどうかなという気がしたのですが、どうでしょうか。子ども・子育てというと女性の委員が多いが、男女の割合も考慮したほうがよかったという、たしかそういうお話だったと思うのですが、子ども・子育てというところでもいいですか。また、その言葉のほうがいいかどうかというところですが。

○c委員 最後は、事務局にお任せします。

○d委員 すっきり来る感じで。

○a委員 12ページ終わり。13ページ、最後。

○f委員 このコメントのところで、全てに共通なのでですけども、i委員から指摘いただいた、公表の場所の必須場所が3カ所あるとかいうところで、必須が入っていたり入っていませんので、統一したほうが良いというご意見があったので、私は全部必須、必須3カ所、必須という言葉は入れたほうが良いのかなという感じ。

○事務局 必須で統一をしました。

○a委員 13ページまで終わりました。

14ページ提言ですので、それは飛ばして、15ページから最後のほう、巻末資料は特にはないですね。

○c委員 はい。

○a委員 戻って提言、残りが一番初めの前文の市民の責務についてどうかということと、タイトルをどう整理するかということがありますので、事務局から説明ございますか。

○事務局 14ページ、提言ですね。前回、無作為抽出の話と公募委員の複数化を合体させて一つにして、市民参加の充実みたいな形でしてはどうかという話がありまして、今回お出ししているのが、タイトルはそのままにしている、無作為の話に公募委員の複数化を後ろのほうにとってつけ加えたような形で入れています。

最初、市民参加の充実というタイトルでつくってはみたのですが、登録制度の話、趣旨とかを入れた上でつくってみると、登録制度の話がボリュームが出てしまって、市民参加の充実というタイトルと中身がちよっとずれるようになってしまったので、登録制度の増加というタイトルのままで今回お出ししている提言の内容にしています。

最後、下の下線のほうです。さらにの部分から、複数化の話になります。

もう一つは、済みません、その2行上の、同制度を最大限活用していくためにもというところは、i委員さんから提案をいただいた修正案を入れています。

○a委員 項目として二つ。1項目めは、前回の原案の提案と柱は一緒に、公募委員の話、登録制度の話です。透明にしつつ、あと公募枠、市民公募枠という話もありましたので、それをつけ加えてまとめたというのが一つ。

あと、提言の実効性の話については、前回とは入れかわっていますということです。

1番目の公募委員候補者登録制度の登録者の増加策について、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

意見なのですが、無作為抽出による審議会等の公募委員候補者登録制度ですけれども長過ぎて公募委員登録制度ということでどうかという気はあります。

あと一番最後ですけれども、公募委員の枠があって、その中で一般公募と登録制度があって団体の参加者がいる、全部市民なのですね。それをどうするかという話なのかなという気がしております。一般公募も登録者も一つの Kategorie、さらに団体のメンバーも市民参加というふうに捉える。また事務局のほうの行政判断というのがあると思うのですが、委員をどうやってうまく選ぶかという、継続的に持続的に市民をどうやって確保するかということはあると思うので、一般公募等登録者というところを一体的に考えたほうがいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○f委員 私もa委員がおっしゃるとおりで、両方あるわけです。一般公募と、それから無作為抽出と、それを書いていただきたかったのですが、この書きぶりから見ると無作為抽出のほうに。それでなくて、同じように一般公募も無作為抽出も同じように扱ってほしかったなって、h委員が書いていらっしゃるのですが市民参画の拡充って、こういうことだと思ふのです。だから公募委員制度の拡充っていう形にして両者を書いていただければいいのかなと。

○a委員 公募委員と登録制度をどう捉えるかということだと思ふのです。例えば、事務局はどういうふうに Kategorieとして捉えているのですか。さっきのように、団体のメンバーの市民、それから一般公募の市民、それから登録制度の市民の中で後の二つ、一般公募と登録者のくくりぐあいはどういうふうに、全く別物だと思っているのですか。そこはどうなのですか。

○事務局 くくりとしては同じもので考えているのですが、二通り、積極的に公募委員とし

てやりたい方々はお申し込みいただいて、書いてくる方々から選ばれると。中には、なかなか自分では出られないのだけれども、参加の機会があればということでの登録者制度ということで意見を入れていきたいと考えているので、それを半々で公募委員枠ということで見て今やっているということなので、一緒にということでは思っているのですが。○h委員 ただ、募集の段階で積極的な募集で広報に載っていて、応募する枠が昔に比べて見た目なのですけれども、2人いたところが1名になり、登録制度のほうから例えば2名入ってきて、合計で3名という形になってきているところが多くなってきていて、積極的な人たちの募集枠が狭くなって、それに応じて今度、積極的な人すら、1人だけならやめておこうみたいな、そういうふうにもなりかねないので、積極的な人は、積極的に今までどおり頑張ってお誘いしてきてもらおう、だけどそういう人ばかりで採るのでは困るので、もっと今まで意見を言えなかった人たちも採りますよ、だから全体枠はこれだけで募集しますという形の表現にしてみたいのです。

○a委員 それは、h委員は前からおっしゃっていて、例えば広報しろいに出すときに、公募1人としか出ないというのはまさに事務局のやり方だと思う。

○h委員 そこまで私は書かなくてもいいと思うのです。公募枠として3にしておいて、何人応募が来るかわかりません。3にしたら、今まで1だったところが倍の応募者が来るんじゃないかと、だけど内部のほうでは、公募枠ばかりで選ぶんじゃないし、抽選枠じゃないけれども、登録枠で採りましたというふうにして、でも全体では、市民枠としてちゃんと3枠採りましたよというふうにしておいたほうが、応募者のほうが応募しやすい。

○d委員 それで私の提案としては、そちらの今、h委員がおっしゃっているほうと無作為抽出と二つ書けばいいじゃないですか。両方、項目を二つで、三つ目が提言実効性にすれば、三つだめですか。

○c委員 h委員の話に賛成なのだけれども、まず最初に公募と登録枠、両方足した人数でいいわけです。まず行政の立場に立ってみると、公募をしてもらいたいわけです。委員会の方は基本的に公募してきた人から選びたいのですが、論文を出してもらったらとんでもないこと、したがって本当は3名ある公募枠は、2人方は、ご遠慮してもらいたいというのが出てきた場合、1名は公募で採り、あと2名は登録制度で採って、全体として市民枠は成立する。そのときに公募何人と、登録制度何人と決めておくと裁量ができなくなる。ここはh委員の話に賛成なのです。市民枠何人で募集しまえば、それでいいんじゃないですか。あとは事務局が考えればいい。

○h委員 事務局のほうで、振り分けはどういうふうにするかは考えればいいと思います。あとは。

○c委員 出てこない場合もあるから。誰もいない場合もあるから。

○h委員 だって、公募枠じゃなくて登録枠というのは、登録していない人にとってみると、何のことって、知らない間に登録されて、そんな制度、私も登録したかったのにしていないわなんていう人がほとんどなわけでしょう。市民の中で聞いているわけじゃなくて、向こうから言ってきて、たまたま私も登録しますよというのであって、公に登録しますから登録してくださいよと言われたわけじゃないから、市民にとっては。だから市民枠に登録している人たちにしてみれば、私もやってもいいかなと思っているかもしれないけれども、ほとんどの市民にとっては、そんなのがあったのみたいな、私のところには来ていないわみたいな人も

いるかもわからない。そういうふうにいる人たちがいるはずであって。

○d委員 市民枠自体を広げればいいですね。市民枠自体を広げることも大事じゃないですか。今、来てくださっている方も活躍してもらい、新しい人がいたら、その人たちにも活躍してもらい場を設ける。だから、もともとの市民枠を少しふやしてもらい、プラス新しい人も入れるということで。

○c委員 厳粛に言わないほうがいいです。結局、今回の審議会は登録と公募を一緒にして、募集し、市民枠は3人とする。しかし、実際は来ない場合もあるし、そのときは、最終的には全部登録になる場合だってあるわけです。来ないときには。事務局で決めればよいことです。

○a委員 広報に出すことを担当課がそれぞれ、きっちりすればよろしいんじゃないですかと。

○c委員 これでいいんじゃないですか。

○g委員 事業の進みぐあいで私はいいと思うのですがけれども、この文章はちょっとわかりづらいなど。だから、無作為抽出による登録制度はというのが後ろに来ているでしょう。登録制度というのは、こういうものですよということを言って、それは多分うちの推進会議が提言したのです、何年かに、それを受けて試行に入って、ことしは本実施になったという経過を書いた上で、順番、表現というかをはっきりというか、きちっと整理したほうがいいんじゃないかなと、書き方を含めて。

○a委員 この推進会議で提言した登録制度について説明したほうがいいんじゃないかという。

○g委員 そうですね。書き方として、順番がちゃんとしっかりしていたほうがいいんじゃないか、僕はあんまりわかりづらいということであれば、用語解説じゃないけれども、無作為抽出云々登録制度というのはということ。

○h委員 私は、それを一歩進めて、無作為抽出の登録制度を無作為抽出だけじゃなくて、登録制度に変えていってもらえるといいなと思って。

○d委員 自分でね。やりたい人が、もともと私はやりたいメンバーです、こういうのが好きだという人が、なるほど。

○c委員 それをやってしまうと同じメンバーが集まってしまいます。

○f委員 無作為抽出ではなくなっちゃうから。

○d委員 試行が93で、本格試行で53に減っちゃったから、もう1回別の人たちにも今度2,000人の違う人に送って、また新しい人という、例えばの話ですけども。

○a委員 それは考えているのですか。

○事務局 今のところは、とりあえず3年間はこのままいきたいなと考えていますけれども。

○c委員 無作為抽出で、私はやりたくないという人がいていいのです。みんなやりますし、おかしいのです。

○d委員 若干変えてもいいですか。上から4行目、市民参加は広がりつつありますと、多分さっき同じ市民参加は少しずつ広がりつつありますに変えてもらったらどうかと。

それから、8行目、市民参加の裾野を広げる有効な取り組みって、何か裾野というのが、市民参加への関心を広げる有効な取り組みとかに。裾野を市民参加への関心にできれば、し

ていただければありがたいなと思って、その次の行、その効果は登録人数が多いほど発揮されると考えられますって、発揮されます、発揮されると考えられます、言い方どうですか。

あと下線部の、同制度を最大限に利用していくためにもを最大限活用するために、いかがですか。するためにというふうにしませんか。いかがかなと思って、それでお願いします。

○g委員 1行目で、これまで市政に参加する機会の少なかった市民という表現はどうかかなと、下のほうでは、みずから積極的に市政に参加するほどではないが市政に関心がある方ということで同じことを言っているのだと思うのですけれども、これまで市政に参加する機会が少なかったというのは。

○h委員 でも、それでわかるかな。新しい人が入ってきたということを言いたいわけでしょう。なので、せっかく出なかった新しい人が市政にかかわることになったということだから、この策がいいよと言っているわけでしょう。

○g委員 この文章全体が入り組んじゃっているのです。それぞれの文章で何を伝えようとしているかというのがあんまり鮮明じゃなくて、ごちゃごちゃになっちゃっている。それを整理したほうが僕はいいと思う。

○c委員 今のでいいんじゃないですか。上から目線はよくないから。

○d委員 長いから、文を短く切ったほうがわかりやすいかも。

○a委員 1番は、それでおいておいて、今度は2番、実効性の話。。

○f委員 1番のところの提言の中に公募枠の一元化って、これはh委員のあれを見て、これはいいなと思ったのですけれども、公募枠を一元化しという表現を入れていただきたいなと。

○a委員 登録制度を含め、市民公募委員枠と同じ趣旨ですね、一元化するというのは。

○f委員 そうです。一元化というのは、すごくわかりやすい表現だと思ひまして。

○d委員 そうしたら、最後の2行目をやめて、この2行目とチェンジしたらいいんじゃないですか。

○c委員 そこはあんまり細かく書かないほうがいいんじゃないですか。

○d委員 例えば、その一元化のところを公募枠をふやしとか、増加し、手を挙げやすい環境を整えていただきたいとかとすれば。

○c委員 私が役所の職員だったら、まず公募します。そして公募した人を優先しかし公募でやりたいという人にもおかしな方がいらっしやいます。ご辞退いただくことも必要です。

○h委員 現実的にありますよね。総合計画でしたっけ、たくさん一般公募で募集してきたけれども、それを蹴って登録の人を入れればというのがありましたよね。

○c委員 それはまずいですね。一般的には公募でよほど変わった方を除き公募枠を優先します。したがって、公募枠で埋まらないところを登録制度から採用するという形です。

○h委員 でも、それは意図として、結局もっと新しい人の声が聞きたいという意図があるならば、それは応募した人には酷かもわからないけれども、登録者のほうから選ぶというのもありだと思うのです。

○c委員 そこは担当者の自由裁量の領域です。

○h委員 だから、それはそれでいいのだけれども、応募者が最初から1名とか2名だと。

○a委員 あとは書き方の話になりますけれども、一般も登録も含めて公募枠だという理解ということだけで十分なんじゃないかと思う。

○c委員 h委員が言うように、両方含めて公募枠なのです。

○f委員 無作為抽出委員を先に決めて、余りを一般公募するのはおかしいでしょうと。

○h委員 それがこの文章を読んだときにわかってもらえるかどうか。

○d委員 募集をするときに、数をとということですね。

○c委員 それは、はっきり言うと、白井市の職員の水準にかかわる話ですね。

○d委員 だとしたら、一旦は、公募の枠を広げるといっていいんじゃないという。

○c委員 市は市民公募枠を広めるように努めてください。

○h委員 広げることというふうに言うと、例えばそれこそ登録制度で、今まで公募枠が1だったのが2になり、しかも登録制度のほうの人も2が3になりみたいな、そういう意味合いに見えるような気がするのです。

○a委員 そこは取り方だから、委員数は予算で決まるわけです。その中で例えば学識経験者を2人入れます、団体と公募とをどうしますかといったときに、事務局の判断ということがあると思うのね。

○h委員 事務局の判断はいいけれども、要は広報の載る段階の。

○a委員 それは広報にどう載せるかの話でしょう。

○h委員 それをだから統一して。

○a委員 それはここに書く話でもないの。

○c委員 ここに書く話じゃないと思います。市民公募枠3人とすればいいだけです。

○h委員 そういうふうにしてもらいたいものだけれども。

○f委員 例えば審議会の中で、男女比がアンバランスな審議会があったじゃないですか。あるいは年齢とか地域がアンバランスというのが、それを是正できるのが、一元管理であったら、それが是正できるわけです。一般公募で、あるいは男が多かったら、無作為抽出で女性の方を多く起用しようかなとか、そういう調整ができるわけです。だから、それは見え方だから問題じゃなくて、一本で運用したら、どちらも同じあれですから、チャンネルが違うというだけの話なので、一体で一元運用したらどうですかというのが。

○c委員 今の話は、このままでいいんじゃないですか。

○f委員 今の延長線上でいいのかなと思いますが、今は無作為抽出委員を何人とかで決めて、その残りを一般公募しているというのが実態ですよ。

○事務局 今は半々です。

○f委員 だから先に決めていきますよね。先に、無作為抽出委員さんが何人とかで決めて、残りを一般公募していますよね。

○事務局 残りというか、1対1。

○h委員 全体枠は決まっていて、振り分けもされているわけですね。途中の段階で振り分けがもう何人ということですね。

○a委員 それを直せばいいだけの話だよ。

○h委員 それを直してもらいたいの。

○a委員 だけど振り分けをしているというのは、どこでわかるのですか。

○h委員 だから公募枠は1人で、募集のときに。

○f委員 広報しろいを見たら、わかります。

○事務局 はい。

○c委員 それはやめて、公募枠3名で出してください。優先は一般公募です。一般公募委員で募集で集まらなかったり適当な人がいない場合、登録枠で選ばばいいです。これらの基準は内規で市民参加を担当する課に配っておけばいいです。

○a委員 どこに出ているのですか。

○事務局 市役所内部の話です。

○e委員 それは大問題です。

○事務局 恐らく、それは試行の段階から、そういうやり方でやっていますので。

○a委員 オープンにしていますか。

○事務局 はい。オープン。

○a委員 そこが課題なのです。

○事務局 広報の仕方というわけではなくて。

○c委員 それを直せばいいだけじゃないですか。

○事務局 1対1とは言っているのですけれども。

○a委員 必ずしもそうならないでしょう。

○事務局 無作為から片っ端から電話をして、つかまらない場合もあると。その場合には、たとえ1対1であるけれども、一般公募から採る場合もある。

○a委員 逆もあり得るでしょう。

○事務局 逆もあります。

○e委員 今の事務局の話聞いて、それは大問題だと思います。まず、あくまでも公募が優先です。先生がお話しになられたように、足りなかった場合、もしくはどうしてもこの方は困るというような内部的な事情があって、初めて抽出の後ろに行くわけです。最初から無作為抽出枠を決めておいて、それは内部でやったとしても、それは問題です。それこそ、ここに書かなくちゃいけない。

○g委員 その辺は、行政のほうの判断に任せればいいのかと思うけれども、何でそんなにこだわっているのか。

行政のほうで試行をやって、本格実施をやって、それでこういう募集の仕方はあんまりよくないなど、本当の公募が減っちゃうなど。そういうことであれば、それをきちんと総括してもらって直せばいい話で、それを一々こちらのほうでそういう細かいところまで提言するのは、僕はいかがかなと思っています。

○f委員 一般公募がいいとか、無作為抽出がいいとかというあれではなくて、それはチャンネルのとして同等だと思うのです。ただ、同等のものを組み合わせて一本でやったらいいじゃないですか。ただ、今は無作為抽出を先に決めちゃってというやり方をしているわけだから。

○g委員 それも一つのやり方だけれども。だから2,000人なら2,000人に言って、100人に応募してもらって、実際は、これはおおむね100人にやって、46人が委員になってもらったということなわけでしょう、5割弱ぐらい。これがほとんど、せっかく公募を無作為抽出でやる意思がありますよと言ったのに、全然話が来なかったということになったら、この制度自身がなくなっちゃいます。だから、その辺は行政のほうの判断に任せていいと思う。

○e委員 僕はそれは、やり方の一つじゃないと思うのです。大原則は決めておいて、あとは運用上でやるのはわかりますけれども、最初から無作為抽出枠を決めておいて、残りの人

を募集するというのはおかしいんじゃないかと。

○a委員 今、制度の話がありまして、運用の話。文書の書き方をまず、これでどうですかというところに戻って、その次に、提案のところを。

○c委員 それじゃ文章のとおりですね。それから事務局から市民参加を推進したいという課に対して、公募は何人で、その中には無作為抽出も入るのですよと、初めから無作為抽出を何人、公募を何人と決めないで、基本は公募委員を優先にしながら無作為抽出委員も活用するというのを内規で配布しておけばいいのです。

○事務局 無作為の登録制度は、公募委員が足りなかったときに補完する制度ではないです。

○c委員 そう言わない方がいいです

○事務局 違うのです、使い方が。

○c委員 しかし、公募委員何名、無作為抽出何名とあらかじめ決めていたというのもおかしい話です。状況によって事務局の裁量があったほうがいいこともあります。

○f委員 全体を見たらいいわけ、全体を見て。

○d委員 だから、それは公募の状態と、今までのいろいろなことの判断により担当課が決めればいい。行政判断だと思う。

○事務局 無作為から集まらない場合もあるということですか。

○c委員 当然あります。

○事務局 という運用はしないというか。

○h委員 していいのだよ。無作為からは絶対採るでいいのだけれども。

○d委員 募集の段階で少なくはしないでということです。含めた人数を募集して、来たところでテーブルに並べて、この人、ううんとやって、判断すればいいのです。

○h委員 例えば募集人数3人で、2人が無作為から選んで、公募委員が1人でもいいのですけれども、募集するときに、広報に載せるときに、それを公募委員は1名ですにしないでくださいと。

○c委員 委員は意見みんな一致しています。事務局の方で整理するだけです。

○h委員 広報の載り方として、そういうふうにしてほしいということ。

○事務局 募集の話ですね。

○d委員 公募委員のやる気をそぐわないために、公募枠は全体として書く。ポイントはそこということですね。

○事務局 そこはわかります。

○h委員 だから、それがわかるように、ここにちょっと書いてもらいたい。

○c委員 それは書かないほうがいい。事務局から各課に通知しておけば、それでいいのです。

○f委員 私は、生活の知恵の話を言っているんじゃないなくて、同等に扱ってくださいよということです。無作為抽出委員と一般公募委員を。

○a委員 同等にという意味がわからないのだけれども、片方がなければ、こっちに来るでしょうと。

○f委員 適材適所で一般公募の方と無作為抽出の方を起用しては。あるいは一般応募で例えば男ばかりだったら無作為抽出で女性を起用するとかで全体のバランスをとるとか。

○d委員 行政判断なのですね。

○f委員 だから硬直的に、今みたいに無作為を何人、半々でやるとかって決めないで。

○a委員 それは繰り返すだから、やめましょう。

○h委員 それは、なぜかという、若いとか新しい人が入ってもらうための無作為抽出だから、そちらを優先すると言っているわけでしょう、市のほうは。

○c委員 1対1というのはやめて。それは言わなきゃいい。

○事務局 言わないです。広報に載せるときは、もちろん出さないです。

○c委員 頭の中に、1対1ってないの。上がってきたら考えればいいわけです。

○事務局 各課は、1対1で採るようにしています。無作為からも、そういうi委員みたいな今まで市政に参加してこなかったという人にも来てほしい。

○i委員 ちょっと聞いていいですか。無作為って、玉もあれば石もあるような気がするのです。私は石なのですけれども。だから、そういう心配ってあるのですか、ないのですか。

○事務局 そういう心配はもちろんあるのですが、そのところは、職員のほうが電話をかけて、その方と直接お話をしながら、名簿を例えば、今回のような市民活動とか市民協働に関するジャンルの委員会をやるうというときには、そこに丸がついている方々の中から、全部一件一件連絡をとっていくということをやっているの、直接話をしながら、そこはある程度はわかってくるのだろうとは思っています。

○a委員 では、順番はこれでいいですね、1番のところは。
それで、二つ目、実効性の話、これはどうしますか。

○f委員 1番目は、これは違いますよね。だから登録制度の拡充ということなのですね。公募委員候補者登録、公募委員制度の拡充ということですよ。これだと無作為抽出のことばかり言っているような感じに。

○c委員 拡充でいいですね。

○f委員 最後にこれと言っているわけでしょう。最後が大事なわけでしょう。

○d委員 公募委員候補者登録制度による登録者の拡充という感じが、です。

○g委員 登録者数だけの拡充にするのか、f委員みたいにこの制度全体の拡充というのにするのか、制度全体のももいいような気はするけれども。

○c委員 あれを抜いたら、公募委員・登録制度の拡充です。

○a委員 いいですか。1番は終わり。2番目はどうですか。

○f委員 この取り組みでは困るので、提言に実効性を持たせるためのシステムづくり、あるいは仕組みづくりとしていただけますか。

○c委員 これは、できません。どこの自治体も、本当に興味のあるのしかパブリックコメントには上がってこない。これは定説ですけど、ほとんど上がってきません。だから募集の文章をわかりやすくつくるしか方法がありません。

○f委員 だから取り組みとあったら、これは何をやるのですか、何もしないことですね。

○a委員 システムづくりって、具体的にどういうイメージなのですか。

○f委員 だから、誰がやるのかっていう人を決めたらいいと思うのです。私が具体的にイメージとしてあるのは、市役所の中にある監査委員会ですか。

○a委員 提言というのは、例えばまず今やっているこのことですね。

○f委員 そうです。

○a委員 例えば、巻末の資料でいくと、18、19ページに今までいろいろ提言してきていますね。

○f委員 だから、これに列記してありますね。情報公開場所の3原則、審議会の夜間、土日開催とか、パブリックコメントのゼロ回答をなくすための工夫などと、これはこれまで我々がずっと何年言ってきたことが、振り返ってみたらできていないということが繰り返されているので。

○a委員 提言というのは、繰り返しになりますけれども、18、19ページにあるように、平成19年からずっと提言があるわけです。全部これをフォローアップしたいわけですか。

○f委員 だから我々の、私は3年ですけれども、2期目の方は6年前からやっているの、第5回の推進会議で言える限界としたら、6年前まで。

○a委員 前のことについて触れたっていいと思うのだけれども、システムづくりというのは推進会議でやったらいいんじゃないのですかと。

○f委員 できないのです。そういう会議がないでしょう。だって我々の5回分の会議でもできなかった。

○a委員 提言しているのでしょうか。この推進会議でやったらいかがですかということを行っているわけ。

○f委員 何でできないかということは、それはそこから先の問題ですもの。例えば。

○a委員 今回、公募枠をふやしましょうと提言をするでしょう。

○f委員 私が言っているのは、公募枠の提言というのは、ここに出てきていないですね。

○a委員 例えば。

○f委員 いや、ここで来ているのは、情報公開場所の3原則が守られていませんねと。

○a委員 わかります、例示としてね。けれど、もっとあるんじゃないのですかと。

○f委員 けれど、ここでまとめていただいた文章の中に出てきているのは、この。

○a委員 これはたとえ話だと思っているのです。だから、いつからのことを意識されているのですかと質問したのです。

○f委員 だから、例えばの話ですけれども、この会議でできるのですかと。

○a委員 やればいいんじゃないですか。

○f委員 だってできないじゃないですか。情報公開場所の3原則って、公表資料を3カ所に、情報公開コーナーとホームページと図書館に持って行って、つづり込みをするというのは我々じゃないじゃないですか。

○a委員 チェックはできるでしょう。

○f委員 チェックは何回したのですか。前からやっているじゃないですか、もう6年間にわたって。全然できないじゃないですか。

○g委員 f委員が言うのもわからなくはないけれども、それをできるような担保になるようなシステムというのは、どういうことを言っているのか。

○f委員 だから、セクションを決めてくださいと。

○g委員 セクションはこちらですよ。

○f委員 無理なのです。それは横並びの課だから。やるとしたら特定の課に。だから市長直轄のところ、監査委員会か秘書課か。

○g委員 この課でできますよね、大体のことはね。

○事務局 そうですね。

○f委員 これは仕事の中身に入っちゃうことなので。

○a委員 手法の評価をしているのだから。

○f委員 だから会議録をつづり込みができないのはなぜかといったら、忙しいのか、担当の上司の方が指示しなかったのか、あるいは、そんなものはホームページにだけ出しておけばいいやという意識があるのか、それはわからないけれども、それは我々にわからないじゃないですか。

○d委員 例えば、そういうのをやるために、職員研修で必ず、市民参加の手法ってこういうのですよとかやってもらいたいみたいなことを多分、提案を私たちもしていて、それをもっと充実させてほしいとか、例えばですよ、そういうのは言えるじゃないですか。

○f委員 だから、私たちが言うんじゃないで、言ったことがそのとおりにならないといけない、実効あるということは、そういうことです。言ったことが実現するというのが。

○d委員 実現できていないから、実現するために、じゃあ逆に。

○f委員 それは市役所の中で考えてくださいということで、これは我々の言うことじゃなく、これはのりを超えてしまうので。

○d委員 でも逆に、かなえてもらうために、どういうことをしてくださいとか、さっき言ったような研修会も、ただ呼ぶんじゃないでとか、あるじゃないですか。

○f委員 もし私がやってくれと言ったら、やりますよ。だけど、それは我々ののりを超えてしまうので。

○c委員 結論から言うと、3原則をきちんと守らせるのは簡単です。それをチェックする担当者をつくれればいいだけです。

○f委員 だから、それを言っているのです。

○a委員 システムってどういう意味ですかとお伺いしている。

○f委員 例えば、総務課さんでもいいし、監査委員会でもいいし、秘書課でもいいし、市民活動支援課でもいいけれども。

○c委員 だから市民参加をやるのがわかったら、三つ回ってお願いする。よく説明することです。

○f委員 だから市民活動支援課はすごく努力されていると思うのだけれども、担当課は岩盤みたいに動かないのです。すごく努力されています。

○a委員 チェックシステムについて言うと、ここでやったらどうですかと。

○f委員 具体的にお話ししますけれども、去年、おとし、1年目で公共施設についてのアンケートがありましたね。あそこで出ていたのが、アンケート結果で18歳以上の白井市民が6万3,000人と出ていて、これは明らかに間違いでしよう、そのほかのサンプルが足りないとか、いろいろな問題があったのですけれども、誰が見たって6万3,000人も18歳以上の白井市民がいるわけがないのです。18歳以上の白井市民は5万2,000人しかいないのです。それは、おととしに私が指摘をして、担当課ヒアリングでも担当課の方にペーパーを渡して、データ数も足りませんよということで渡して、訂正されるかと思ったのですが、訂正されない。

1年たって翌年度、まだ訂正されていないということを事務局（市民活動支援課）に説明したら、勉強してわかってくれた。「サンプルデータ数も足りない、これじゃいけないといっ

て、18歳以上の白井市民が6万3,000人ってあるわけがないので、これは私が担当課に言っておきます。」と言っておられたのです。

ところが、どうでしたと後で聞いたら、検討すると言ったのだけれども、それっ放しなのですよということでした。

○a委員 さらに言えばいいじゃないでしょうか。

○f委員 去年の担当課ヒアリングのやりとり覚えておられるかわからないですけども、障害福祉関係の計画のアンケート調査で、それもまたサンプル数が圧倒的に少なかったのです。それも担当課ヒアリングで、担当課がお認めになっている。だから、圧倒的に根本的なところが直っていない。

○c委員 これはシステムじゃありません。要するに、チェック者をつくるか、つくらないかの話です。

○f委員 そういふことです。

○c委員 例えば、白井市職員の給与は400万円で、その400万円の職員の200万円分が透明性とチェック性に使うのだけ話です。それが白井にできるのか、できないのかの、これだけの話です。要するに、一人職員を雇ってその2分の1がチェック者になれるかどうかの話なのです。

○h委員 ここというのは、この委員会で。

○f委員 いや、話してさらに、担当課のみならず各委員の皆様にもペーパー（A41枚）をお渡ししました。

○a委員 配ったけれども、委員会としてチェックしましょうという話にはならなかったのでしょうか。個人の意見と委員会でオーソライズされた意見というのは別だろうと思っているのです。

○f委員 個人ではなくて、ヒアリングの場で指摘しましたよね。議事録にも残っていると思います。

○a委員 ここの会議でその認識はあったのですか、ヒアリングは個人の意見ですからねと、必ず言っていますよね。

○c委員 だから3カ所にちゃんと張ってあるか、張ってないか確認する職員がいれば、済んでしまう話です。

○c委員 要するに、f委員の問題を解決するには、図書館、ホームページ、3カ所チェックする以外に方法がありません。

○f委員 だから、それは別に、私らって常設の機関ではないですから、そのとき集まってやるだけで、たかだか5回しか。

○c委員 事務局がチェックする以外にないのです。そのときに、そんなことができる余力が支援課にはないと言え、じゃあどうしようかという話になるわけです。

○事務局 ないです。

○f委員 だから、すべきセクションは市役所の中にあるわけでしょう。だって市長答申（案）、一個人の意見じゃなくて答申書として市長にお渡ししている。市長は、わかりましたと受け取っているわけだから、それをやるのが当たり前で、それがこれほどボロボロできていないことが起きてくるということ自体がおかしい。

○c委員 それなら、400万円の職員でチェックするなんて非効率なことは役所はできません

ん。どうやるかといったら、事務局に、1年に1回、市民参加の推進会議で出た答申を係長、主任を集めて説明してもらおうことです。その話の中で必ず、市民参加をやったら、3の場所に情報は公開してくださいと、これを繰り返して話してもらおうことです。

○a委員 だから、その方法として、この委員会でちゃんと点数をつけて評価しているわけでしょうと。だから毎年、市長名通知を出して、職員研修でやったりしているということじゃないかと。

○e委員 済みません、いいですか。

このタイトルですけれども、提言に実効性を持たせるための取り組みと書いてあります。その次の段落は、細かいことを書いてあるのです。提言に実効性を持たせるための取り組みの内容を見ますと、ぴったり合うのは、まちづくりを進めていく上で市民参加は大きな柱となります。市民参加・協働まちづくりを推進していくためには、これらの分析を行い、フォローアップするとともに、今後の提言について実効性が図れるような取り組みをお願いします、ここはタイトルとぴったりなのですけれども、最初の段階、提言に実効性を持たせるための施策として、この3行は本当に小さな話なのです。こんなのは切っちゃって、最初の3行は切ったほうがいいんじゃないのですか。

○g委員 この項目自身が要らないというか、当たり前のことを言っているだけなので、あえて提言するような内容にこのままだったらなっていないと。

○e委員 そうです。そもそもタイトルそのものが非常に大きく振りかぶっているので、内容を見ても、要するにいろいろなところに情報公開の場所を3原則とか、審議会の土日開催とか、パブリックコメントのゼロ回答をなくすため、これはわざわざ提言するようなことじゃないから、この項目を全部取っちゃったらどうですか。

○f委員 これは、たまたま例示として上げたわけで。

○d委員 でも、それをやるためには、逆にさっき言った職員研修とか、そういうのを繰り返しやっていくしかないと思うのです。そしたら人事異動になって担当者が変わったとかなるから、4月になっても忙しいかもしれないけれども、4月の末とか5月の頭とかに必ずこれを周知する機会をつくるとか、そういうふうな具体性を書いた上で、このまちづくりを進めるためにと書いたらどうですか。

○a委員 3年間じゃなくて、提言は18年からやってきているというのはそこなのです。

○f委員 具体的な話で、結局こういうことができないということが、何で市民参加が進まないのかなということを探り出すためのキーなのです。

○d委員 だったらf委員、そこは一歩進んだことをここに書いたほうがいいんじゃないのですかという。

○f委員 だから私は、これは我々第5期の委員がやってきた3年なり6年なりの結果のレガシーだと思っているのです。

○a委員 決をとりましょう。

○g委員 もし、こういうこと言うのだったら、この間、何年も何年も提言してきたことを改めて受けとめて、市長はリーダーシップを発揮して進めるように検討してもらおうようにということをズバッと言っちゃうか。

○f委員 去年は、私は職員研修、統計研修をお願いしますということでやって、それが答申に入ったのですけれども、これは実際、統計研修はされたのですか、去年。

○事務局 統計だけで特化したものではやっていないです。先ほどd委員がおっしゃっていた職員の研修ということで、市民参加条例の研修はやっています。

○f委員 去年の提言というのは、市民参加に関する研修のほか、情報公開や統計などについての研修の機会を設けということで市長答申を出しているのです。だから市民参加に関する研修というのは毎年やっておられるのでしょうかけれども、そうじゃなく、そのほか情報公開や統計などについての研修の機会を設けよということで書いているのですけれども、統計研修は実施されなかった。

○a委員 わかりました。だから、そのことも含めて。

○f委員 だから、これがフォローアップシステムに私はつながってくると思う。

○a委員 具体的な話以外に入れるのなら前文に、フォローアップしてくださいと言ったほうがいいんじゃないかという意見があります。また、削除したほうがいいんじゃないかという意見も出ました。

○f委員 だから全体について。

○a委員 やるなら全体でやったほうがいいんじゃないかと思う。だから、そういうことを申し上げているのです。

○f委員 それでいいと思います。

○a委員 じゃあこれを載せたほうがいいと思うなら、挙手していただいて、残すならどういうやり方をするかということで進めたらどうですか。手を挙げてください。

○h委員 しないと1個になっちゃう。

○a委員 反対の人はいますか。

○a委員 入れることに反対な人はいませんね。入れ方の話で、例えば全体のフォローアップをしたらどうかというg委員の意見、に変えるというのが二つ目。

三つ目、タイトルをどうするかということになるかと思います。三つ目のタイトルはいかがですか。

○e委員 タイトルは非常に大きいのですね。もっと1、2、3行目までをフォローアップしたいのでしょうか。下のフォローアップなんか、なかなかできない。もし、やるのであれば定期的ヒアリングをやる、進捗状況ヒアリングでやる、そういうやり方もあると思うのですが、ただ単に原因分析を行う、フォローアップをするというと、かなり大事になってしまおうと思うのです。今、どういう進捗状況なのですか。

○a委員 事実関係ですね。

○e委員 事実関係。それならば、そんなに、しかもそれは進捗状況を聞かれるということで現課の方々も緊張しますし、そのための実効を上げなくちゃいけないという、そういう心境にもなるんじゃないかと思うのですけれども。今は言いつ放しで、それではまずいです。

○a委員 わかりました。フォローアップというよりも、進捗管理みたいな気持ちを入れるのが一つ、後段は、タイトルはタイトル。前段はどうしますか。

○e委員 前段、後段はちょっと難しいんじゃないですか、現実的に。前段だけでいいんじゃないのですか。この3行。

○a委員 これ少なくとも5期の3年間を中心に言っているわけですがけれども、もっと広げたほうがいいんじゃないかと思っているのですけれども。

○c委員 私もそれでいいと思います。下の3行が大き過ぎてしまいます。上3行だけにし

て、タイトル、情報の公開と市民が参加しやすい場づくりというように書き直してください。

○a委員 具体の例を入れる。

○c委員 はい。

○a委員 前段に情報公開の話と。

○c委員 市民が参加しやすい場づくりと。それに土日の開催とか、夜間開催とか、パブリックコメントの実施とか、みんな入ってしまうでしょう。

○a委員 平成18年からとは言わないけれども。これまでのデータから。

○c委員 誰かが言ったように、さかのぼった話を提起して入れればいいのです。

○a委員 だから具体的なことを入れておいて大丈夫ですか。3行は要らない。

○事務局 下の3行はぼっさり消すと。上の3行を生かして。

○a委員 生かして、かぶさるような話なのだけでも。

○c委員 それは要約して。何かいい例示があれば、一、二行で入れるといいです。

○a委員 1つか2つぐらい入れて、タイトルにポイントを合わせた言い方にすると。よろしいですね。

それでは、1ページに戻ります。残りは、市民の責務、役割とかを入れるかどうか、入れるとすればどう入れるかということで、大事な宿題が残っていたかと思います。いかがでしょうか。

○c委員 重い話ですが、事務局には、条例改正してほしいと思います。条例の中には市民の責務という規定があります。e委員がおっしゃるとおりに、普通に受け取ってしまいます。自治基本条例でも市民の職員が責務なんて書く、自治体は少なくなってきました。今、多いのが協働と書く自治体ですが、協働はさっき言ったように、市民と平等に働いているんじゃないという話になっていて問題です。

○a委員 どこに入れますか、具体的に。

○c委員 具体的に、斜線の2行目。評価を行ってききましたがその後、その後、市民参加の推進に当たるというところを直していただきたいですね。

○a委員 一番下のアンダーラインのところですね。

○c委員 市民参加条例第5条に記載されている市民の責務は誤解を招く表現であり、条例を見直して「市民の理解と協力」に改正するべきではないでしょうか。そうすれば、おさまってしまいます。市民の責務とは、何の責任があるという話にこの議論、結構あるのだよ。それはe委員がおっしゃるとおりで、市民の理解と協力です。

○a委員 e委員、いかがですか。

○e委員 結構です。

○a委員 私、意見を申しますと、ここは前文なので、市民条例の改正についてというのはいかがかなと、もしも必要なら、提言なり、別なところで言ったほうがいいんじゃないかと、ちょっと重いかなという気がしますが。

○事務局 先ほど、この会議の冒頭でお話をしようと思っていたところなのですが、私のほうでも自治基本条例ですとか他市の市民参加条例とか、そんなような情報とかを調べてみたのですがけれども、多いのは、市民の責務という見出しになっているところ、それから、ほかの見出しで出ているものというのは、市民の役割、あとは市民参加の権利というようなと

ころが市民の責務にかわる見出しというようなどころが多くあります。

○事務局 それとあと、もう一つは、以前にe委員さんから、白井の中では市民の責務と使っている条例がどれだけあるのだというお話があったのです。そのときお答えできなかったのですが、その後、調べましたら、全部で9本の条例の中で「市民の責務」という条例をつくって、今いるところです。

○a委員 例えばどんな条例ですか。

○事務局 例えば、個人情報保護条例、政治倫理条例、それからうちの市民参加条例、あとは自転車等の放置防止に関する条例、あとは暴力団排除条例、介護保険条例、環境基本計画、公害防止条例、あとは廃棄物の減量と適正処理に関する条例、こういったようなところで市民の責務というところが出てきているということになります。

○a委員 わかりました。質問ですけれども、ほかの自治体の話は、県内の話ですか。

○事務局 県外です。

○f委員 私も、これは市民の責務というのはきついので、見出しの、事務局が言われた中の市民の役割というのはいいなと、だから見出しを変えたらいいんじゃないですか。書かれている条文を読んでみると、責務とは書いてなくて、努めなければならないと、参加するように努めなければならない、すべて努力してくださいと書いてあります。条文を見ると責務とかじゃないのだけれども、見出しが責務となっているので、きついのです。見出しを市民の役割とか変えればよい。

○事務局 それでなのですけれども、今、私のほうで言った他市の条例とかでも責務という見出しのところにも、全てが努めなければならないという、そういうような言葉になっているのです。

○c委員 そんな責務だから、やれなんて書いている自治体は一つもないです。

○事務局 でも見出しが責務。

○a委員 要するに努力規定ということですね。

○c委員 それで、今、a委員が言ったように、答申の前文だから、ここを外して提言のほうで整理したらいいと思います条例改正の話も。役割でも協力でも市民の理解と協力が必要と書いておけば、あとは事務局のほうで教えてもらえばいいわけです。

○g委員 e委員のおっしゃることもわからなくもない。憲法なんかでも、あれは権力を縛るもので、国民に義務を押しつけて縛るものではないと言われるのと同じ基本だと思うのですけれども、それだけをここで取り上げるのはどうかなという感じを思う。

あとは、もう一つは、別の角度で申しわけないのですけれども、この推進会議自身は合議制なのかどうなのか、要するに少数意見とか、自分はこれはどうしても載せてほしいと、でも全体の合意にならなかった場合のやつをつけ加えるということも、裁判で言えば、最高裁の場合はそういう制度があるじゃないですか。そういうのも含めて、場合によっては考えることもあっていいのかなとも思いますので、ちょっと悩んでいます。

○d委員 私は、多分2期目で、今回最終なのですけれども、条例までこの会議で手をつけていいのかと、いや違うんじゃないかという議論がずっと実はしていた記憶があって、この会議では、私の記憶というか、あれですと、そこまでは踏み込めないのじゃないかというようなところで来ていたと思っていたので、載せるのはどうなのかなという、そもそも、ここで議論していいのかなというのがあるのですけれども。

○e委員 我々のよりどころとしているのは、この条例なのです。今後何をよりどころにするかという点もありますので、たとえ条例であっても実態に即さないのであれば変えるべきだと思うのです。

それから先ほど九つの条例が市役所の中にあるというのですが、本当にその中で責務を追求しているものはどのぐらいあるか、条文を私は見ていないのでわからないのですけれども、そんなに一般市民に対して責任を負わせるような、そういう条例が本当にあるのでしょうか。

○c委員 公害防止条例で、六価クロムを流しちゃいけないというのは責務に該当すると思いますが、ここで言う市民参加は、出席して議論しなくてはいけないというのが市民の責務になってしまいます。これは、忙しい人は大変ですね。そういう面では協力とか理解とかにしておいたほうが無難なのです。

多分、だけど答申の前文に書いちゃうと結構重過ぎちゃうかもわからないから、さっき言ったような委員会からの提言ぐらいに入れて、条例改正を進めていくべきではないかという話にしておいたらどうなのですか。

○a委員 それも一つの意見です。

僕、意見を言いますが、何点かある。1点目の前文にそれを載せるのは重過ぎると確かに思います。

二つ目は、この委員会は合議制なのかどうなのかということがあって、規則によれば、過半数で決すとはなっているから、全体でオーソライズされた意見なのかと思います。

それと、個別の提案をするにしても、7項目ありましたね。平成29年7月の答申で、実施期間の対象範囲の拡大、対象事例の明確化、パブコメの意見収集の工夫、推進会議の機能強化、学識者の再任制限撤廃の話、それからここでも言っていますが審議会の公募委員の拡大、無作為抽出の機会拡充という話を出しています。事務局のほうからご説明がりましたけれども、条例改正の対象となると思われるのは、対象範囲の拡大だけだったのです。あとは逐条解説を改正したらどうかということです。

その経緯も踏まえて、今回一つだけ、市民の第5条について提言するというのはどうかなという気がしています。前文に入れるとすればという前提での照会文書だったと理解しますが、そもそも責務がいいか、協力がいいか、役割がいいかということになると、それぞれの意見が違ってきているので、個別に出すのも難しいんじゃないかなという気がしています。

○e委員 事務局にお尋ねするのですが、責務という言葉を使わないと著しい問題が生じるというのは、一体何なのでしょう。

○事務局 非常に難しいのですが。

○e委員 実態としては、市民に協力をお願いするという内容だと思うのです。それでは行政上、極めて困難を来すと、そういうことが起きているのでしょうか。

○事務局 そういったわけではないのだと思うのですが、条例の作り方はそういったところの市側の統一感というのでしょうか。ですので、そこは先ほど説明したように、行政、市の責務というものがあれば市民の責務というような、そういったところが先ほど言った九つの条例ですとか、そんなものがありますというお話をしました。それは多分ほかの自治体でも、作り方ということで考えると、考え方は先ほど言ったように他の自治体で

も責務というところも結構ありますというお話をしたように。

○e委員 ないというところもあると。

○事務局 ないところも、ないところはそういう条例を持っていないところは当然ないのだと思いますけれども。

○事務局 国のほうでも国民の責務というのは使っています。例示だと少子化社会対策基本法で、国民は家庭や子育てに夢を持ち、かつ安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に資するよう努めることとすると。

○e委員 国民の責務と、市民活動に参加するという責務、これは全然違います。そういう基本的な憲法に載っている国民の義務というのはありますけれども、それとは違うのです。ここで言うのは。

○事務局 憲法の話ではないです。

○a委員 まず載せるかどうかで進めないと、時間が幾らあっても足りませんので。

○d委員 私も、18ページに載っている今までの提言内容を見ると、平成29年度のだと、市民参加条例の見直しを要する事項とか、あと平成26年度市民参加条例の改正に向けた議論というようなこととか、平成25年度には市民参加条例の見直しと何回か出ているので、それでしたら、市民参加条例の見直しを要する事項みたいなことで、今、委員の方の中でも、市民の役割、責務というのは、それぞれ人によって言うことがまだ統一化がされていないのに、具体的にたくさん書けないと思うのに、見直しが必要な事項の中に市民の責務と市民参加の中における責務というのはどういうものなのかをもう一度考え直す機会が来たんじゃないのですかみたいな感じで、ぼやかしたらどうですか。

○a委員 d委員から平成29年、平成26年の話がありました。

そろそろまとめに入りたいと思いますけれども、どうしようか、個別に。

○c委員 こういうのは、参加の原則にしたほうがいいと思います。市民の参加を基本とした市政運営を推進しますと、したがって市民の責務とか協力とか言わないで、参加の原則にしておく。

○e委員 責務というと、その言葉自体が一人歩きしちゃうのです。我々一般市民が責務なんて言われると。

○d委員 だったら、さっきの提言2でボツになりましたけれども、まちづくりを進めるために市民参加は大きな柱となりますとか、そういうのを使ったらどうですか。

○a委員 これは新しい話です、また。提言の二つ目。実効性の中のさっき言ったところを生かすような形で、これで受けとめなのかな。それで市民の責務の役割とかという文言が必要なのかなと。

○c委員 だったら、市民の責務という用語については、市民の協力に変えていくことが必要であるだろう。そういう形で直したらいいじゃないですか。

○a委員 協働を使わないとすれば、参加の原則とか、そういうような形で変えて。

○c委員 そう。参加の原則とか、市民の責務というのは条例改正とうたわないで、文章で、市民の責務ではなくて、市民の理解と協力というふうにしたらどうですか、整理してください。

○a委員 前文は重過ぎるので提言入れるということですか。直接的な表現じゃなくて、もうちょっと柔らかく、しかし参加の原則とか役割とかという言い方にして二つ目の中に入れ

るでよろしいですね。

○e委員 私は三つ目にしてもらいたい。

○c委員 上と下で全然意味が違う言葉です。

○a委員 だから書き方とすれば、下の消したところを。

○c委員 3にして。

○a委員 3にしないで原則の言葉を意識しつつ、ということはどうですかねというのが2の意見。

○d委員 ちなみに、私、席を外してしまったので、2番目は残された。

○a委員 生かした上で、これを役割のほうを生かす意味もあって、入れたらどうですかという提案なのです。提案の趣旨は理解されていますね。じゃあ、決をとります。

三つ目、独立させたほうが良いという方、2人。二つ目の意見に賛成の方、3人。h委員は保留です。

○f委員 ちょっと違うのですけれども、条例の本文を読んでいくと、責務という表現は出てきていないのです。条例本文の中には、第5条の本文の中には。

○a委員 申しわけないけれども、決をとりましたので。

○f委員 だから、どちらにも入りません。棄権です。

○a委員 独立させるのが2人、二つ目の中に取り込んで表現するというのが3人ですね。棄権の方が2人。

これで全部見ましたので、ほかに意見がなければまとめに入ります。いろいろ削る部分があったけれども、最後はa委員一任ということにさせていただいてよろしいでしょうか。もちろん事務局と十分に相談の上皆さんのご意見を踏まえた上でまとめたいと思いますので、一任はご了解いただけたということでよろしいですね。ありがとうございました。

資料の最後に、調査票の改定案がございます。これは調査票の改定とか、点数の配分の仕方ですので、事務局のほうでまとめていただいて、新しい委員の方とご相談の上ということでいかがでしょうか。

ただ、一つだけ感想を言いますと、点数のつけ方がすごくわかりやすいのだけれども、委員が判断するという部分が少なくあまり委員の意見は入らないという感じもしないでもないですけれども、ここはどうなのですか。

○c委員 委員が判断するというのは1から5までにしてください。

○a委員 各委員の判断の裁量の範囲がなくなっちゃうかなと思って言いました。

○c委員 次回の委員にお任せします。

○a委員 事務局のほうで、どういう提案をするか。

○c委員 要するに点数がわかりづらいから、これで行けばわかりやすくなります。

○f委員 これを見て思ったのですけれども、今の評価基準だとすごいばらつきがあって、我々の中で採点しても、結構一番上と一番下と、かなり幅があります。ばらつきが、これまでやっていた評価の方法だと、評価基準がすごく曖昧で、結構差があって、それを最後は足して人数で割るみたいな乱暴なやり方をやっていたのですけれども、それを細かくしてしまえば、割とばらつきが減るのかなと思います。、これでやっていっても。

○a委員 だから事務局でおまとめいただきたいというお願いをして。

○f委員 そういうもので、これを具体的にどうするかというのは、細かいことは事務局で

まとめていただきたいと思いますが、もしこれで細かいものができれば、これを委員の人がやらなくても、当該課（事業担当課）のほうで定量評価については採点できる。

○a委員 だから委員の裁量は何なのでしょうとかいうことだから。

○f委員 そうすると我々推進会議は、定量評価されたものをベースにして定性評価に議論を集中できますね。コメントの評価に専念できるので。

○c委員 次回の委員にお任せします。

○a委員 それでは、あとはないですか、事務局のほうで特に。

○h委員 済みません。さっきのことに戻って悪いのですが、先ほどのe委員の提言に入れるといったこととか、3対2対2でしたっけ。これって過半数のという話の中で、どうなのと疑問に思っているのですが、

○a委員 そこは過半数に達しませんでしたけれども、今回は特例として扱って了解をとれましたねという意味で私は申し上げたのです。それでだめだったというのなら、やりなおしてもいいのです。

○c委員 いえ、あれでいいのです。

○a委員 重要なことなので。

○d委員 私もあのとき、どっちかに私が手を挙げないと、決まらないって正直思って。

○c委員 棄権はあり。

○h委員 だから私はそれで棄権したのだけれども、それで3対2対2になって、過半数になっていないのに、それで皆さんの同意になっているのかなと思ったの。

○a委員 だから過半数が原則ですが、特例として、この議題については、賛成3、反対2、棄権2で決したということですね。

○c委員 はい。で従って。

○a委員 それでは、事務局のほうはよろしいですね。

皆さん大変お疲れ様でした。3年間ありがとうございました。